第6期

芦別市障がい福祉計画

芦別市

しょうがい がい じ とう ひょうき 「障害」の「害」の字等の表記について

本市では、平成16年より障がい者福祉施策の
いっかん
しょうがい
もじ
つ
環として、「障害」の「害」の文字をひらがなで表
うき
記するようにしております。

このため、本計画においての表記が、国や北海 どう た じちたい こと りかい ねが 道、他の自治体と異なっていることをご理解願います。

また、本計画において、前記の取扱のほかに、制 と しさく つうしょうめい のぞ しょう しゃ しょう **度や施策の通称名を除き、「障がい者」を「障がい** かた ひょうき **のある方」と表記しております。**

も 〈 じ **目 次**

第1	章 計画の基本的な考え方		
1	けいかくさくてい はいけい もくてき 計画策定の背景と目的	• • • • • • • • • • • • • •	1
2	けいかく いち 計画の位置づけ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
3	けいかく きかん 計画の期間	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
4	けいかく さくてい たいせいとう 計画の策定体制等	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
^{だい} 第2	しょう しょう 2章 障がいのある方およびサービ ス	ていきょう たいせい げんじょう ス提供体制の現状	
1	しょう かた げんじょう 障がいのある方の現状	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
2	ていきょうたいせい げんじょう サービス提供体制の現状	• • • • • • • • • • • • • •	10
	しょう けいかくすいしん きほんてきじて 章 計画推進のための基本的事]		
	けいかく めざ ほうこう 計画の目指す方向	•••••	11
	けいかくすいしん きほんてきじこう 計画推進のための基本的事項	•••••	11
だい	しょう れいわ ねんど せいかもくひょう · 章 令和5年度の成果目標		
1	しせつにゅうしょしゃ ちぃきせいかつ いこう	• • • • • • • • • • • • •	12
2	ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう	• • • • • • • • • • • • •	12
_	ちいきせいかつしえんきょてんとう ゆう きのう 地域生活支援拠点等が有する機能の	じゅうじつ) 	14
	しょう じしえん ていきょ沈いせい せいびとう 障がい児支援の提供体制の整備等		14
だい		ご つうしょし えんとう ひつようりょうみ 日:番託去!坚笙へ,必≕皇目	
	ひつようりょう み こ きほんてき かんが かた	心地川又汲守り必安里)	تين 15
	必要量見込の基本的な考え方 ひつょうりょう み こ かくほ ほうさく	•••••	15
2	きょじゅうけい	•••••	16
3	居住系サービス	• • • • • • • • • • • • • •	ΤO

	にっちゅうかつどうけい		17
4	日中活動系サービス	• • • • • • • • • • • • • •	1/
5	ほうもんけい 訪問系サービス	•••••	22
6	そうだんしぇん 相談支援	•••••	24
7	しょう じ つうしょしえんとう 障がい児通所支援等	•••••	25
	しょう ちぃきせいかつしえんじぎょう じっし か 章 地域生活支援事業の実施に		
1	そうだんし え んじぎょう 相談支援事業	•••••	27
2	せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	•••••	27
3	い しそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	•••••	28
4	にちじょうせいかつょうぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業	•••••	28
5	しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	•••••	29
6	がいしゅつかいごしえんいんはけんじぎょう 外出介護支援員派遣事業	•••••	29
7	ちぃきかつどうしぇん じぎょう 地域活動支援センター事業	•••••	29
8	ほうもんにゅうよく じぎょう 訪問入浴サービス事業	•••••	30
9	にっちゅうい ち じ し え ん じぎょう 日中一時支援事業	•••••	30
1	た じぎょう 0 その他の事業	•••••	30
しりょ 資料			
1	あしべつ し たんどくふくし じょうきょう 芦別市単独福祉サービスの状況 ・・・・	• • • • • • • • • • • • •	31
2	あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいい は 芦別市障がい者計画等推進協議会委	<u> </u>	33
3	あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいじょう 芦別市障がい者計画等推進協議会条	2.1.2	34
4	あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいじょう 芦別市障がい者計画等推進協議会条		36

第1章 計画の基本的な考え方

けいかく さくてい はいけい もくてき

1 計画策定の背景と目的

つが国の障がい福祉制度は、市がサービス内容を決定する措置制度から、 へいせい ねんど しょう かた じこけってい りょう しえ 平成 15年度に、障がいのある方の自己決定によってサービスを利用する支 んひせいど いこう へいせい ねん がつ しょう しゃじりっしえんほう しこ 援費制度へ移行し、さらに平成 18年4月、「障がい者自立支援法」の施う たいしょう かた せいどりょう 行により、それまで対象とされていなかった精神障がいのある方も制度利用の たいしょう せいどぜんぱん おお みなお 対象となるなど制度全般が大きく見直されました。

で へいせい ねん がつ しょう しゃじりっしぇんほう しょう しゃ にち その後の平成24年6月に、「障がい者自立支援法」は、「障がい者の日 じょせいかつ しゃかいせいかつ そうごうてき しぇん ほうりつ いか しょう しゃそうごう 常生活および社会生活を総合的に支援する法律」(以下「障がい者総合しぇんほう かいせい しょう ふくし しぇん くわ ちい支援法」という。)に改正され、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地きせいかつしぇんじぎょう た ひつよう しぇん そうごうてき おごな 域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととされました。

へいせい ねん がつ しょう しゃそうごうしぇんほう じどうふくしほう かいせい また、平成28年5月に障がい者総合支援法および児童福祉法の改正 しょう かた のぞ ちいき く せいかつしぇん により、障がいのある方がみずから望む地域で暮らすことができるよう生活支援 しゅうろうしぇん じゅうじつ しょう こ たょうか たいおうと就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するたしぇん かくじゅう はかめの支援の拡充が図られたところです。

かた と ま かんきょう 本市においては、これらの障がいのある方を取り巻く環境のさまざまな変化に ちょうきてき しょう しゃしさく ほうこうせい しめ あしべつししょう しゃけい 対応するため、長期的な障がい者施策の方向性を示す「芦別市障がい者計 かく さくてい しょう かた かた そんちょう あ きょうせい しゃ 画」を策定し、「障がいのある方もない方もともに尊重し合いながら共生する社 かい じつげん めざ しょう 会の実現」を目指してまいりましたが、さらに、障がいのある方が住み慣れた地 じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく 域において自立した日常生活および社会生活を送ることができるよう、本市に そうだんし えん しょう じ つうしょし えんとう そうごうてき おける障がい福祉サービスや相談支援、障がい児通所支援等が総合的かつ けいかくてき ていきょう もくてき だい きあしべつししょう ふくしけいかく いか 計画的に提供されることを目的として「第6期芦別市障がい福祉計画」(以 下「本計画」という。)を策定することとします。

けいかく いち

2 計画の位置づけ

ほんけいかく いち つぎ ほんし しょう しゃふくし かんけい かく 本計画の位置づけは、次のとおりとし、本市の障がい者福祉に関係する各しゅけいかく せいごうせい はか 種計画と整合性を図ったものとします。

あしべつししょう しゃふくしけいかく あしべつししょう じふくしけいかく だい なお、「芦別市障がい者福祉計画」と「芦別市障がい児福祉計画」は、第 き けいかく けいしょう だい き いったいてき さくてい 5 期計画を継承し、第6期においても一体的に策定します。

だい きあしべつししょう しゃけいかく じっしけいかく いちまた、「第3期芦別市障がい者計画」の実施計画として位置づけします。

あしべつししょう ふくしけいかく (1) 芦別市障がい福祉計画

しょう しゃそうごうしえんほうだい じょう きてい もと しちょうそんしょう ふくしけいかく 障がい者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計 そうとう しょう ふくし ていきょうたいせい かくほ たしょう しゃそう 画」に相当し、「障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障がい者総ごうしえんほう もと ぎょうむ えんかつ じっし かん けいかく さくてい 合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定します。

あしべっししょう じふくしけいかく (2) 芦別市障がい児福祉計画

じょうふくしほうだい じょう きてい もと しちょうそんしょう じふくしけい 児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計かく そうとう しょう じっうしょしえん しょう じそうだんしえん ていきょまいせい 画」に相当し、「障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制かくほ たしょう じっうしょしえん しょう じそうだんしえん えんかつ じっしの確保その他障がい児通所支援および障がい児相談支援の円滑な実施かん けいかく さくてい に関する計画」として策定します。

た けいかく かんけい 【他計画との関係】

あしべつし きほんじょうれい 芦別市まちづくり基本条例



じ あしべつしそうごうけいかく 第6次芦別市総合計画



き あしべつししょう しゃけいかく 第3期芦別市障がい者計画



き あしべつししょう ふくしけいかく 第6期芦別市障がい福祉計画

き あしべつししょう じ ふくしけいかく いったいか (第2期芦別市障がい児福祉計画と一体化)



かんれんけいかく

■関連計画

だい きあしべつ し こうれいしゃほけんふくしけいかく だい きあしべつしかいごほけんじぎょうけいかく・第8期芦別市高齢者保健福祉計画 ・第8期芦別市介護保険事業計画

だい じゅしべつししょうがいがくしゅうすいしんけいかく あしべつしじゅうせいかつき ほんけいかく・第3次芦別市生涯学習推進計画 ・芦別市住生活基本計画

こそだ しえんじぎょうけいかく き あしべつし こ ・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画

など

けいかく きかん

3 計画の期間

ねん れいわ ねんど れいわ 国の指針に基づき3年を1期とすることから、令和3年度から令和5年度ま でとします。

> けいかく たいけい 【計画の体系】

<ぶん 区分	へいせい 〜平成 ^{ねんど} 30年度	nu カ 令和 がんねん ど 元年度	nぃゎ 令和 ねんど 2年度	nぃゎ 令和 ねんど 3年度	nぃゎ 令和 ねんど 4年度	nぃゎ 令和 ^{ねんど} 5年度
あしべつし そうごうけいかく ねん 芦別市総合計画(10年)	だい 第:	じ 5 次	だい 第6	じ れいわ 次(令和	^{ね/} 2~11年	
あしべつし しょう しゃけいかく ねん 芦別市障がい者計画(10年)	だい 第 2	^き 2期	だい 第3	き れいわ 期(令和	^{ね/} 2~11年	
あしべつし しょう ふくし けいかく ねん 芦別市障がい福祉計画(3年)		だい き 第 5 期			だい き 第6期	

けいかく さくてい たいせいとう

4 計画の策定体制等

けいかく さくてい たいせい

(1) 計画の策定体制

ほんけいがく さくてい がくしきけいけんしゃ しょう しゃかんけいきかん だんたい だいひょ 本計画の策定にあたり、学識経験者、障がい者関係機関・団体の代表 うしゃ こうせい あしべつし しょう しゃけいかく とう すいしん きょうぎかい ちゅうしん しんぎ おこな 者で構成する「芦別市障がい者計画等推進協議会」を中心に審議を行けいかく ないよう せんもん てき きょうぎ けんとう おこない、計画の内容について専門的に協議検討を行いました。

しみん いけん はんえい

(2) 市民の意見反映

はばいろ しみん いけん き いけんこうぼ 本計画の策定にあたり、幅広く市民のご意見をお聴きするため意見公募 じっし を実施しました。

第2章 障がいのある方およびサービス提供体制の現状

しょう かた げんじょう

1 障がいのある方の現状

しんたいしょう

(1) 身体障がい

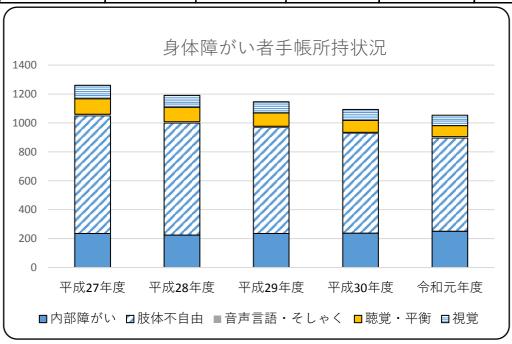
しんたいしょう しゃてちょうしょじじょうきょう かくねんどまつ 身体障がい者手帳所持状況(各年度末)

たんい にん **(単位:人、%)**

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れい わ がんねん ど 令和元年度
さいみまん 18歳未満	2	2	2	4	5
さいいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満	215	199	177	169	158
さいじょう 65歳以上	1,044	990	968	920	890
<i>ご</i> うけい 合計	1,261	1,191	1,147	1,093	1,053
しない じんこう 市内人口	14,769	14,288	13,855	13,413	13,002
じんこうひ 人口比	8.5	8.3	8.3	8.1	8.1

たんい にん **(単位:人)**

くぶん 区分	へいせい ねん ど 平成27年度	へいせい ねん ど 平成28年度	へいせい ねん ど 平成29年度	へいせい ねん ど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度
ないぶしょう 内部障がい	236	224	236	238	251
したい ふじゆう 肢体不自由	813	774	732	690	644
おんせいげんご音声言語・そしゃく	11	10	9	7	10
ちょうかくへいこう 聴覚・平衡	108	101	92	83	76
しかく 視覚	93	82	78	75	72



ちてき しょう

(2) 知的障がい

じんこうひ

人口比

りょういくてちょうしょじじょうきょう かくねんどまつ 寮育手帳所持状況(各年度末)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ がんねん ど 令和元年度
さいみまん 18歳未満	37	36	42	42	45
さいいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満	211	211	210	197	203
さいいじょう 65歳以上	74	80	50	55	57
<i>ご</i> うけい 合計	322	327	302	294	305
しないじんこう 市内人口	14,769	14,288	13,855	13,413	13,002

2.3

2.2

たんい にん **(単位:人)**

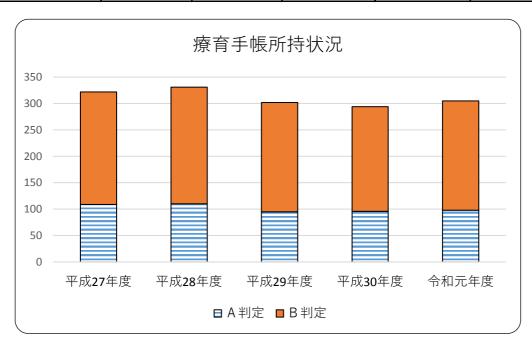
2.3

2.2

たんい にん **(単位:人、%)**

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ がんねん ど 令和元年度
はんてい A 判定	109	110	95	96	98
はんてい B判定	213	221	207	198	207

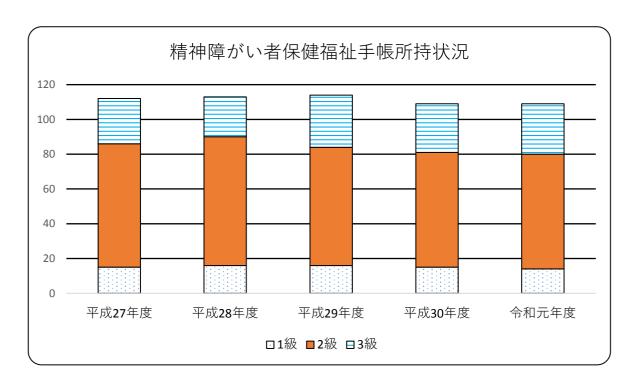
2.2



せいしんしょう

(3) 精神障がい

せいしんしょう しゃほけんふくしてちょうしょじじょうきょう かくねんどまつ たんい にん 精神障がい者保健福祉手帳所持状況(各年度末) (単位:人、%)					
くぶん 区分	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	~いせい ねんど 平成30年度	れいわ がんねん ど 令和元年度
きゅう 1級	15	16	16	15	14
きゅう 2 級	71	74	68	66	66
きゅう 3級	26	23	30	28	29
<i>ご</i> うけい 合計	112	113	114	109	109
しないじんこう 市内人口	14,769	14,288	13,855	13,413	13,002
じんこうひ 人口比	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8



はったつしょう

(4) 発達障がい

はったつしょう はったつしょう しゃしえんほう じへいしょう しょうこうぐん た発達障がいとは、発達障がい者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他のこうはんせいはったっしょう がくしゅうしょう ちゅういけっかんたどうせいしょう たるい のうきのう 広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能のしょう しょうじょう つうじょうていねんれい はつげん せいれい さだ てい 障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定ず へいせい ねん かいせい しょう しゃじりっしぇんほう たいしょう めいかく きてい 義されており、平成22年の改正で障がい者自立支援法の対象として明確に規定されました。

へいせい ねん がつ しょう しゃきほんほう かいせい しょう しゃ ていぎ せい さらに、平成23年8月、障がい者基本法が改正され、「障がい者」の定義において「精 しんしょう はったつしょう ふく きてい 神障がい(発達障がいを含む。)」と規定されました。

はったつしょう しょう とくちょう すて かさ ばぁい ぉぉ しんだん 発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なりあっている場合が多く、診断 むずか はったつしょう ひと せいかく にんずう はぁく げんじょう が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

なんびょうとう

(5) 難病等

ないことや、経過も慢性にわたり生活面に支障をきたす疾病です。平成25年4月障がい者総合支援法の施行により難病等患者の方も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

こうじのうきのうしょう

(6) 高次脳機能障がい

こうじのうきのうしょう のう そんしょう こういしょう しょう のうそんしょう 高次脳機能障がいとは、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による きょくしょう ちゅういしょう すいこうきのうしょう しゃかいてきこうどうしょう しょうじょう こょうじょう こまいやかいをごう はいしんしょう せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう じりっしえんいりょう せいしんつう 「器質性精神障がい」として精神障がい者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通いん しんせいたいしょう にんせいたいしょう にんしいます。

しょう しゃそうごうし えんほう もと きゅうふ う ばぁい てちょう ひっす せいしん 障がい者総合支援法に基づく給付を受ける場合は、手帳は必須ではありませんが、精神 しょう かくにん ひつよう **障がいがあることの確認は必要になります。**

% 1

しょう しゃそうごうしぇんほう しょう かた だい じょう **障がい者総合支援法にいう「障がいのある方」(第4条)**

- しんたいしょう しゃふくしほう きてい しんたいじょう しょう かた しんたいしょう しゃ 身体障がい者福祉法に規定される身体上の障がいがある方であって、身体障がい者 でちょう も かた チャルを持っている方
- まてきしょう しゃふくしほう ちてきしょう かた 知的障がい者福祉法にいう知的障がいのある方
- せいしんほけん せいしんしょう しゃふくし かん ほうりつ きてい せいしんしょう かた 精神保健および精神障がい者福祉に関する法律に規定される精神障がいのある方

とうごうしっちょうしょう せいしんさょうぶっしつ きゅうせいちゅうどく いぞんしょう ちてきしょう (統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、

せいしんぶっしっ た せいしんしっかん ゆう かた 精神物質その他の精神疾患を有する方)

- はったつしょう しゃしえんほう きてい はったつしょう かた 発達障がい者支援法に規定される発達障がいのある方
- じどうふくしほう きてい しょう じどう 児童福祉法に規定される障がいのある児童

ていきょうたいせい げんじょう

2 サービス提供体制の現状

しない してい しょう ふくし しょう じ つうしょ しえん じぎょう しょ りよう じょうきょう

(1) 市内指定障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業所の利用状況

れいわがんねんどまつ (令和元年度末)

			\	別元年度末)
	しゅるい サービス種類	じぎょうしょすう 事業所数	ていいん 定員	りよう しゃすう 利用者数
居きょじゅ	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	2	71	27
系说	じりつ せいかつえんじょ 自立生活援助	1		0
日でっちゅうかっ	世いかつかいご生活介護	1	12	11
動。系。	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	2	68	29
-1.7	きょたく かいご 居宅介護	1		33
訪り 問んけい	こうどう えんご 行動援護	1		1
(1	<u>どうこう えんご</u> 同行援護	1		0
そうだん 相談 しえん 支援	けいかく そうだん しえん 計画相談支援	2		96
障 _{しょう} がっ	じどうはったつしえん 児童発達支援	2	20 (1事業所1日	18 (登録者数)
い 児ゥ 通っ	_{ほうかごとう} 放課後等デイサービス	2	あたり利用者上限数が10名)	23 (登録者数)
所 支ぇしぇん	しょう じ そうだんし ぇ ん 障がい児相談支援	1		41

しないしょう ふくし じぎょうしょ きじゅんがいとう りょうじょうきょう (2) 市内障がい福祉サービス事業所(基準該当)の利用状況

れいわがんねんどまつ (令和元年度末)

(こつちゅう かつどう けい	じぎょうしょすう	ていいん	りよう しゃすう
日中活動系	事業所数	定員	利用者数
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	1	20	17

だい しょう けいかく すいしん きほんてき じこう

第3章 計画推進のための基本的事項

けいかく めざ ほうこう

1 計画の目指す方向

はんけいかく じょういけいかく あしべつししょう しゃけいかく きほんりねん しょう う む本計画の上位計画である「芦別市障がい者計画」の基本理念「障がいの有無わ そうご じんかく こせい そんちょう あ きょうせい によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するしゃかい じつげん む しょう かた ちいき せいかつ い じ けいぞく社会の実現」に向けて、障がいのある方の地域における生活の維持および継続につと しゅうろうていちゃく む しえん しゃかいさんか しえん つと ちょう め、就労定着に向けた支援、社会参加の支援に努めることにより、「障がいのあかた あんしん ちいき く しゃかい め ざる方が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

けいかくすいしん きほんてきじこう

2 計画推進のための基本的事項

けんりようご すいしん

(1) 権利擁護の推進

しょう しゃぎゃくたいぼうしほう しょう しゃさべっかいしょうほう そく ぎゃくたいぼうし さべっ 障がい者虐待防止法および障がい者差別解消法に則して、虐待防止や差別とう かいしょう つと 等の解消に努めます。

ちいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ

(2) 地域生活支援体制の充実

- ・ だいたく せいかつ しょう かた じゅうどか こうれいか せいかつ ささ 在宅で生活する障がいのある方の重度化や高齢化、さらには生活を支えて まゃとう な あと ちぃきせいかつ けいぞく しぇん っと いた親等が亡くなった後でも、地域生活が継続できるような支援に努めます。

(3) 障がい児支援の充実

児童福祉法に基づく障がい児(身体障がい者手帳または療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。)の支援について、子ども・こまたしまんほうしょう。 あいまま ほけん ほいく きょういくとう かんけいきかん きょうりょく 子育て支援法の施行を踏まえ、保健、保育、教育等の関係機関と協力して、ほんじ かそく たい しえんたいせい せいび おこな 本児およびその家族に対する支援体制の整備を行います。

しゅうろうし ぇ ん じゅうじっ (4) 就労支援の充実

ではます。 かた しゅうろう ほんにん きぼう しょう とくせいとう おう 障がいのある方の就労において、本人の希望や障がい特性等に応じて、いきい はたら しゅうろうき かい かくだい ていちゃくし えん っと きと働くことができるよう就労機会の拡大や定着支援に努めます。

だい しょう れいわ ねんど せいかもくひょう

第4章 令和5年度の成果目標

くに きほん ししん しめ もくひょうち さんこう れいわ ねんどまつ もくひょう つぎ 国の基本指針で示された目標値を参考としつつ、令和 5 年度末の目標として次にかじこう せいかもくひょうせってい かげる事項について成果目標を設定します。

しせつにゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう

1 施設入所者の地域生活への移行

障がいのある方が、障がいの程度や種別、年齢などにかかわらず、希望する地域のなかで自分の意思に基づき、みずからの生き方を決めて、地域の方々とともに支えあいながら暮らすこととし、地域生活への移行が見込まれる利用者の人数を目標とします。

z ラ も 〈 項目	nu カ ねん がつまつ 令和2年3月末 しせっにゅうしょしゃすう 施設入所者数	もくひょうわりあい 目標割合	_{もくひょうち} 目標値	_{びこう} 備考
まいきせいかつい こう 地域生活移行 しゃすう		(6%以上)	(3人)	たせっにゅうしょ 施設入所からグループホー ざいたくとう いこうしゃすうみこ ム、在宅等への移行者数見
者数	にん	4%	ふたり 2人	込 込
しせっにゅうしょしゃ げん 施設入所者の減	46人	(1.6%以上)	(1人)	施設入所から介護保険施設 いこう にゅういんとう げんしょう への移行、入院等による減少
少見込		4%	ふたり 2人	サミカ 見込

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう

2 福祉施設から一般就労への移行

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう 1) ク〒クルトセ症=ユヒートハン☆ ―― ムムン☆チキキササン☆ へ・4夕/二

(1) 福祉施設から一般就労への移行

しょう かた しゅうろう いょく しょう とくせいとう おう **障がいのある方の就労意欲や障がい特性等に応じた、フルタイム、パートタイ** じょうきん ひじょうきん はたら かた かんが ム、常勤、非常勤などのさまざまな働き方があると考えます。

そのため、本計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ しんきしゅうろうしゃ しゅうろうけいぞくしぇん がたじぎょうりょうしゃ のぞ そうぎょう かた かず 新規就労者(就労継続支援A型事業利用者を除く)および創業した方の数 もくひょうち れいわがんねん どじっせき ひとり ばいいじょう ふたり を目標値とし、令和元年度実績(1人)の1.27倍以上の2人とします。

項目	目標値	備考
กาต์หนตุวิธิวิก ะ วิ 一般就労移行 เคชาว 者数	ふたり 2人	れい カ がんねん ど じっせき ひ と り ばいいじょう 令和元年度実績(1人)の1.27倍以上とします。 くに し し ん ぁ もくひょうわりあい ※国の指針と合わせた目標割合とします。

しゅうろうい こうし えんじぎょう りょうしゃすう

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援は、一般企業等への就職を希望する障がいのある方に、一定 まかん しゅうろう ひつよう ちしき のうりょくこうじょう ひっよう くんれん おごな 期間、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行うものです。 りょうしゃすうもくひょうち れいわがんねん どじっせき にん ばいいじょう よに 利用者数目標値については、令和元年度実績(3人)の1.30倍以上の4 人とします。

こうもく	_{もくひょうち}	びこう
項目	目標値	備考
しゅうろうい こうしえん 就労移行支援 じぎょうりょうしゃすう 事業利用者数	4人	れい カ がんねん ど じっせき にん ばいいじょう 令和元年度実績(3人)の1.30倍以上とします。 〈に し し ん あ もくひょうわりあい ※国の指針と合わせた目標割合とします。

しゅうろうていちゃくし えんじぎょう しょくばていちゃくりつ

(3) 就労定着支援事業による職場定着率

しゅうろうていちゃくしえん いっぱんきぎょうとう しゅうしょく かた しえん しえんかいし 就労定着支援は、一般企業等に就職した方への支援です。支援開始から 1 なん ご しょくばていちゃくりつ わりいじょう もくひょうち 年後の職場定着率について 8 割以上を目標値とします。

国の指針は、「職場定着率8割以上の事業所を全体の7割以上」を基本 しめ とすると示されていますが、これまでの一般企業等への就職実績等を勘案し、

「職場定着率8割以上」と設定することとしました。

こうもく	_{もくひょうち}	びこう
項目	目標値	備考
しょくばていちゃくりつ 職場定着率	กทุนบันรัว 8割以上	しゅうろうていちゃくし えん かいし じてん ねんご しょくばていちゃくりっ 就労定着支援を開始した時点から1年後の職場定着率

ちいき せいかつしえん きょてんとう ゆう きのう じゅうじつ

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点は、障がいのある方が重度化、高齢化した場合や、生活を支 まやとう な ばぁぃ ちぃきせいかっ けいぞく えていた親等が亡くなった場合でも地域生活が継続できるよう、居住支援と相談など またな しゃかいぜんたい きさ を行う社会全体で支えるシステムとするものです。

本市においては、障がい者相談支援事業として市福祉課窓口と業務委託している。
しないじぎょうしょ
しょ せっち
る市内事業所の2か所を設置しており、障がいのある人の重度化・高齢化を見す
まょじゅうしえん
そうだん ちいき じっじょう おう しょう
な、居住支援のための相談を地域の実情に応じて障がいのある人の生活を地域全
たい きき
ていきょうたいせい じゅうじっ っと
体で支えるサービス提供体制の充実に努めることとします。

しょう じしえん ていきょうたいせい せいび

4 障がい児支援の提供体制の整備

本市においては、中空知圏域内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援 事業所および放課後等デイサービス事業所が1か所設置されています。医療的ケ じしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっち ア児支援のための関係機関による協議の場の設置については、中空知圏域市町、かんけいじぎょうしょ れんけい っと 関係事業所との連携に努めます。

だい しょう しょう ふくし とう しょう じ つうしょ しえん とう ひつよう りょうみこみ 第5章 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の必要量見込

ひつようりょうみこみ きほんてき かんが かた

1 必要量見込の基本的な考え方

障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の必要量見込は、第5期芦別市障がい福祉計画(平成30年度~令和2年度)直近の実績を踏まえたうまいまして地域の実情やニーズを把握し、地域住民の意見などを考りよして見込みます。

・「障がい福祉サービス等」= 障がい福祉サービスおよび相談支援

しょう じっうしょしえんとう しょう じっうしょしえん しょう じそうだんしえん・「障がい児通所支援等」=障がい児通所支援および障がい児相談支援

ひつようりょうみ こみかくほ ほうさく

2 必要量見込確保の方策

であるくし とう しょう しょう じっうしょしえんとう ひっょうりょうみこみかくほ ほうさく 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の必要量見込確保の方策として、サービスを提供する事業所、相談支援事業所および関係機関等と利用者の でも しょう しょう はっしゃ ていきょう しょう はっしゃ こう しょう しょう はこう ことで適正なサービス提供を行います。

*** サービス見込量は、1か月あたりの必要量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

みこみ りょう たんい **《サービス見込量の単位》**

・「人数」=月間の利用人数

にっすう ひとつき へいきんりょうにっすう「日数」=一月あたりの平均利用日数

じかん げっかん りよう じかん

「時間」= 月間のサービス利用時間

きょじゅうけい

3 居住系サービス

きょじゅう けい にゅうしょ しせつ とう す ば ていきょう 居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。 きょうどう せいかつ えんじょ

(1) 共同生活援助 (グループホーム)

せいかつ いとな じゅうきょ にゅうきょ しょう ひと たい やかん そう 共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、おもに夜間において、相 だん にゅうよく はい しょくじ かいご た ひつよう にちじょう せいかつじょう えんじょ おお談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。大はば そうか みこみ なか そらち けんいき しんき かいせつ よてい にゅうきょ きぼう そうだん 幅な増加見込はありませんが、中空知圏域に新規開設予定もあり、入居希望の相談は まて かい そうか みこ ひい そうか みこ ひい そうか みこ

1*0	* /1)			^{だい き} 第5期		だい 第 <i>6</i>	* かこか 5期 見辺	· りょう 人量
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
きょうどうせいかつえんじょ	にんずう	ァこァ 見込	66	67	68	64	65	66
共同生活援助 	人数	じっせき 実績	65	66	63	04	03	00

しせつ にゅうしょ しえん

(2) 施設入所支援

しせつ にゅうしょ しょう ひと やかん にゅうよく はい しょくじ かいご せい 施設入所している障がいのある人に、おもに夜間に入浴、排せつ、食事などの介護、生 かっとう かん そうだん じょげん た ひょう にちじょう せいかっじょう しえん おこな にゅうしょ きぼ 活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。入所希う こうれいか とう たいしょ かた おお ぜんたいてき すこ げんしょう 望はありますが、高齢化等により退所される方も多く、全体的には少しずつ減少していく みこみ 見込です。

<u> </u>								
しゅべつ	たんい	だい き 第5期				第6期 見込量		
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
しせつ にゅうしょ しえん	にんずう	ァこァ 見込	57	59	61	48	46	44
施設入所支援	人数	じっせき 実績	54	52	48	40	40	44

じりつせいかつえんじょ

(3) 自立生活援助

しせつ にゅうしょ しえん きょうどうせいかつ えんじょ りよう ひと ざいたく いこう じりつ 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などが在宅に移行したのち自立した にちじょうせいかつ もんだい たい ていきてき ほうもん ずいじ たいおう おこな 日常生活をおくるうえでのさまざまな問題に対して、定期的な訪問や随時の対応を行い

ます。市内に対応できる事業所が1か所あることから、各年度1名を見込んでおります。

しゅべつ	たんい				第6期 見込量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
じりつせいかつえんじょ	にんずう	ァこヵ 見込	3	3	3	1	1	4
自立生活援助	人数	じっせき 実績	0	0	1	1	1	1

にっちゅうかつどう けい

4 日中活動系サービス

につちゅう かつどう けい つうしょ しせつ にっちゅう かつどう しえん 日中活動系サービスは、おもに通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

りょうよう かいご

(1) 療養介護

にからうてき じょうじ かにご ひつよう しょう かた につちゅう びょういんとう 医療的ケアと常時介護を必要とする障がいのある方に、おもに日中において病院等できのう くんれん りょうようじょう かんり かんご いがくてき かんりか かにご にちじょう せいかつじょう えん機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活上の援います。このサービスを提供できる施設は道内に9か所しかなく、長期入所となる ばあい おお げんざい りょうちゅう かた けいぞく りょう みこ 場合が多いことから、現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。

しゅべつ	たんい			^{だい き} 第5期		だい 第 <i>6</i>	* みこみ 5期 見辺	. りょう 人 量
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
りょうようかいご	にんずう	ァこみ 見込	7	8	8	0	0	0
療養介護	人数	じっせき 実績	7	8	8	0	0	0

せいかつ かいご

(2) 生活介護

つね かいご ひつよう ひと にっちゅう しょう しゃ しえん しせつ とう にゅうよく はい しょくじ 常に介護が必要な人に、日中、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事 かいご おこな そうさくてき かつどう せいさんかつどう きかい ていきょう きんねんげんしょう などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。近年減少 けいこう おお げんしょう すいい おも りょう にっ 傾向にはありますが、ニーズもあるため大きな減少はなく推移すると思われます。利用日 すう ひとりあ はつか さんしゅつ 数は 1 人当たり 2 0 日で算出しています。

しゅべつ	たんい		だい 第5	· 5期	だい き みごみ りょう 第6期 見込 量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
	にんずう	ァこみ 見込	78	82	84	71	70	70
せいかつ かいご	人数	じっせき 実績	75	73	72	/1	70	70
生活介護	にっすう	ァこァ 見込	1,560	1,640	1,680		1 100	4 400
	日数	じっせき 実績	1,461	1,445	1,447	1,420	1,400	1,400

じりつ くんれん きのう くんれん

(3) 自立訓練 (機能訓練)

身体障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期んしたいきのう せいかつのうりょく こうじょう くんれん おこな ていきょう間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。このサービスを提供する 事業所は道内でも少なく、市内および近隣にも事業所がないため、現在までのところ、実 はまりしました。このため、サービス利用は見込んでおりません。

じりつくんれん せいかつくんれん

(4) 自立訓練(生活訓練)

サできしょう かた せいしんしょう かた たい じゅっ にちじょうせいかっ しゃかいせ 知的障がいのある方または精神障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会 いかっ いっていきかん にちじょう せいかつのうりょくこうじょう ひっょう くんれん おごな げん 生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。現 ざいりょうちゅう かた けいぞくりょう しゅうみっかりょう み こ 在利用中の方の継続利用について、週3日利用するものとして見込んでおります。

しゅべつ	たんい			^{たい き} 第5期		だい 第 (* かこか 5期 見辺	
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
	にんずう	^{みこみ} 見込	4	4	4	2	2	2
自立訓練	人数	じっせき 実績	1	1	2	۷	۷	۷
(生活訓練)	にっすう	ゅこみ 見込	48	48	48	24	24	24
	日数	じっせき 実績	12	3	24	24	24	24

しゅくはくがたじ り つくんれん

(5) 宿泊型自立訓練

ちいき じりつ せいかつ め ざ しょう かた いっていきかんきょじゅう ば ていきょう 地域で自立した生活を目指している障がいのある方に、一定期間居住の場を提供し、しょくじ かじ じりつせいかつ ひつよう くんれん おこな りょう みこ 食事や家事などの自立生活に必要な訓練を行います。これまでサービス利用を見込んで れい か ねんど しんきりょう かくねんど めい みこ おりませんでしたが、令和2年度中に新規利用がありましたので各年度1名を見込んでりょうにっすう いっかげつ にち さんしゅつ おります。利用日数は1か月30日として算出しました。

しゅべつ	たんい			だい き 第5期		だい き みこみ りょう 第6期 見込量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
	人数	^{みこみ} 見込	0	0	0	4	1	4	
しゅくはくがたじ り つくんれん		じっせき 実績	0	0	1	1		1	
宿泊型自立訓練	にっすう	^{みこみ} 見込	0	0	0	30	30	30	
	日数	じっせき 実績	0	0	30	30	30	30	

しゅうろう いこう しえん

(6) 就労移行支援

いっぱん きぎょうとう しゅうしょく きぼう しょう かた いってい きかん しゅうろう ひつよう ちしき 一般企業等への就職を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識おのうりょくこうじょう ひつよう くんれん おこな たんきかん しゅうろうけいぞく しえん とう よび能力向上のために必要な訓練を行います。短期間で就労継続支援等のサービスにいこう かた れいわ ねんど りょう かた りょう しゅうりょう かた 移行する方もおり、令和2年度に利用された方でサービス利用が終了する方がいるただい き げんしょう みこみ め、第6期は減少する見込です。

しゅべつ	たんい			だい き 第5期		だい き みごみ りょう 第6期 見込量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
	にんずう	^{みこみ} 見込	6	7	8	3	2	1	
しゅうろうい こうしえん	人数	じっせき 実績	3	3	5	3	۷		
就労移行支援	にっすう	^{みこみ} 見込	108	126	144	33	22	44	
	日数	じっせき 実績	28	32	53	33	22	44	

しゅうろうけいぞくし えんがた

(7) 就労継続支援A型

いっぱんきぎょうとう しゅうろう こんなん しょう かた はたらば ていきょう ちしき 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知識およのうりょく こうじょう ひつよう くんれん おこな じぎょうしょない こょうけいやく び能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスは事業所内にて雇用契約をむす けいやく もと しゅうろう きかい ていきょう げんざいりょうちゅう かた けいぞくりょう みこ 結び、その契約に基づいて就労の機会を提供します。現在利用中の方の継続利用を見ひとりあ いっかげつ にち さんしゅつ 込んでおり、1人当たり1か月に18日~19日で算出しました。

しゅべつ	たんい			だい き 第5期	だい き みこみ りょう 第6期 見込量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
	にんずう	ゅこみ 見込	18	20	22	10	10	10
就労継続支援	人数	じっせき 実績	16	17	10		10	10
^{がた} A型	にっすう	^{みこみ} 見込	234	260	286	189	189	189
	日数	じっせき 実績	221	198	189		109	109

しゅうろうけいぞくし えんがた

(8) 就労継続支援B型

いっぱんきぎょうとう しゅうろう こんなん しょう かた いってい ねんれい たっ しょう 一般企業等での就労が困難な障がいのある方や、一定の年齢に達している障がいのかた いってい ちんぎんすいじゅん はたらば せいさんかつどう きかい ていきょう ちしきある方に一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識おのうりょく こうじょう いじ はか ざいたく かた きょうどうせいかつえんじょ にゅよび能力の向上、維持を図ります。在宅の方のほか、共同生活援助(グループホーム入うきょ へいよう りょう かた かくねんど めい みこ居)と併用して利用する方もおり、ニーズがあることから、各年度70名を見込んでおり、ひとり あ いっかげつ りょう さんしゅつ 1人当たり1か月に18日利用で算出しました。

しゅべつ	たんい			^{だい き} 第5期		第6期 見込量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
1,427214177/1 2 /	にんずう	^{みこみ} 見込	58	65	67	70	70	70	
は 対	人数	じっせき 実績	68	65	67	70	70	70	
B型	につすう	ァこヵ 見込	1,160	1,180	1,200	1,260	1,260	1,260	
	日数	じっせき 実績	1,038	1,158	1,182	1,200	1,200	1,200	

しゅうろうていちゃくし ぇ ん (**9**) **就労定着支援**

しゅうぎょう ともな せいかつめん かだい たい しゅうろう けいぞく はか きぎょう じたくとう ほうもんとう 就業に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業や自宅等への訪問等 ひつよう れんらくちょうせい しどう じょげんとう おこな いっぱんきぎょうとう しゅうしょく かた しえ により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。一般企業等に就職した方への支ん にんずう すく げんざいりょうちゅう かた けいぞくりょう みこ 援のため人数は少ないですが、現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。

しゅべつ	たんい			だい き 第5期		^{だい} 第(* みこみ 5期 見辺	· りょう 上量
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
しゅうろうていちゃくし えん	にんずう	ゥェゥ 見込	0	3	3	1	1	1
就労定着支援	人数	じっせき 実績	1	1	1	1	L	T

たんきにゅうしょ **(10) 短期入所**

じたく かいご ひと びょうき ばあい たんきかん やかん ふく しょう しゃしえん しせつとう 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等にゅうよく はい しょくじ かいごとう おこな いりょうがた いりょう ほけんとう た せいど りょうで入浴、排せつ、食事の介護等を行います。医療型は、医療保険等の他制度を利用すばあい じっせき いってい かくねんど めいいっかげつ いつか りょう みこる場合があるため、実績が一定しませんが各年度1名1か月5日の利用を見込みまふくしがた げんざいりょうちゅう かた いっかげつ へいきん みっか よっかりよう みこす。福祉型は、現在利用中の方が1か月平均3日~4日利用として見込んでいます。

しゅべつ	たんい			^{だい き} 第5期		^{だい} 第 (* みこみ 5期 見辺	· りょう 人量
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
t. / + /- w.s	にんずう	^{みこみ} 見込	1	2	2	1	1	1
たんきにゅうしょ 短期入所	人数	じっせき 実績	4	0	2	1	1	
いりょうがた (医療型)	につすう	^{みこみ} 見込	5	5	5	5	5	5
	日数	じっせき 実績	1	0	5	3	3	3
	にんずう	ァこヵ 見込	6	9	11	11	11	11
たんきにゅうしょ 短期入所	人数	じっせき 実績	8	11	11	11	11	11
。sくしがた (福祉型)	にっすう	^{みこみ} 見込	30	50	50	42	42	42
	日数	じっせき 実績	49	42	42	72	72	42

ほうもんけい

5 訪問系サービス

(ほうもんけい ざいたく ほうもん う りょう 訪問系サービスは、おもに在宅で訪問を受け利用するサービスです。

きょたくか い ご

(1) 居宅介護

きょたく にゅうよく はい しょくじ しんたい かいご せんたく そうじ かじ えんじょ おこな 居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行いま りょう にんずう りょう じかんすう おお ぞうげん すいい みこ ひとり あす。利用人数、利用時間数ともに大きな増減なく推移すると見込んでおります。1人当いっかげつ じかん りょう さんしゅつ たり1か月に5時間利用として算出しました。

しゅべつ	たんい			^{たい き} 第5期		だい 第 6	い き みこみ りょう 月6期 見込 量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
			年度	年度	年度	年度	6期 見 令和4 年度 28	年度		
	にんずう	^{みこみ} 見込	30	32	34	29	20	28		
きょたく かいご	人数	じっせき 実績	34	32	28		20	20		
居宅介護	じかん	ァこゥ 見込	180	180	180	145	140	140		
	時間	じっせき 実績	146	160	140		140	140		

じゅうど ほうもん かいご

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由の方、または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上いる。 これなん ゆう かた つね かいご ひっよう かた きょたく にゅうよく はい しょくじ かいご 著しい困難を有する方で常に介護が必要な方に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護がいたとや外出時における移動中の介護などの総合的な援助を行います。現在利用中の方で、1人当たり1か月に3時間利用する見込で算出しました。

しゅべつ	たんい			^{たい き} 第5期		だい 第 (* ***** 5期 見辺	
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
	にんずう	ゅこみ 見込	0	0	0	2	2	2
じゅうど ほうもんかいご	人数	じっせき 実績	3	2	2	۷	۷	۷
重度訪問介護	じかん	^{みこみ} 見込	0	7	7	6	6	6
	時間	じっせき 実績	7	6	6	0	0	O

どうこうえんご

(3) 同行援護

でゅうと しかくしょう かた がいしゅつ じ どうこう いどう ひっょう じょうほう ていきょう いどう 重度の視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の えんご おこな げんざいりおょうちゅう かた けいぞくりょう みこ いっかい じかん つき 援護などを行います。現在利用中の方の継続利用を見込んでおり、一回 2 時間、月 3 かいりょう さんしゅつ 回利用として算出しました。

Land	しゅべつ たんい			^{ざい き} 第5期		だい き みこみ りょう 第6期 見込量			
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
	にんずう	ゅこみ 見込	1	1	1	1	1	1	
どうこう えんご 戸3.一 +立 ≡ #	人数	じっせき 実績	1	1	1	1	1	1	
同行援護	じかん	ァこゥ 見込	10	10	10	g	9	9	
	時間	じっせき 実績	10	9	9	9	9	9	

こうどう えんご

4) 行動援護

まてきしょう せいしんしょう こうどう いちじる こんなん かた じょうじかいご ひつよう かた 知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な方で常時介護が必要な方 まけん かいひ ひつよう えんご がいしゅつじ いどうちゅう かいご えんじょ おこな に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などの援助を行いま げんざいりょうちゅう かた けいぞくりょう みこ じっせき ひとり ぁ す。現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。これまでの実績から、1人当たり

いっかげっ じかんりょう さんしゅつ 1か月に2.5時間利用として算出しました。

しゃ とう ほうかつ しえん

しゅべつ	たんい	だい き 第5期				だい 第 <i>6</i>	き みこみ 5期 見辺	· りょう 人 量
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
	にんずう	ゅこゅ 見込	1	1	1	2	2	2
こうどうえんご ノー 手4 4立 = ##	人数	じっせき 実績	3	3	2		۷	۷
行動援護	じかん	ァこァ 見込	10	10	10	П	5	Г
	時間	じっせき 実績	6	5	5	٦	, J	5

(5) 重度障がい者等包括支援

じゅうど しょう

じょうじ かいご ひつよう しょう かた かいご ひつようせい ひじょう たか かた きょたく かいご 常時介護が必要な障がいのある方で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護そた しえん ほうかつてき おこな ていきょう じぎょうしょ どうない しょ の他の支援を包括的に行います。このサービスを提供できる事業所は道内に 1 か所しか げんざい じっせき りょう みこなく、現在までのところ、実績はありません。このため、サービス利用は見込んでおりませ

ん。

そうだんしえん

6 相談支援

けいかくそうだんしえん けいかく (1) 計画相談支援 (サービス計画)

しょう かた じのつ せいかつ ささ かた かか かだい てきせつ りょう 障がいのある方の自立した生活を支え、その方の抱える課題や適切なサービス利用に こま しえん しょう ふくし しきゅうけってい 向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスの支給決定 まえ とうりょうけいがく さくせい しきゅうけってい きそ しりょう けいがく もと 前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。また、計画に基づ いってい きかん おこな りょうしゃ ぞうかけいこう だいき、一定期間ごとにモニタリングを行います。サービス利用者が増加傾向にあるため、第6 き ちゅう めい たっ みこ 期中に235名に達すると見込んでおります。

しゅべつ	しゅべつ たんい			だい き 第5期		^{だい} 第(* みこみ 5期 見辺	· りょう 人 量
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
けいかくそうだんし え ん	にんずう	^{みこみ} 見込	230	232	234		225	225
計画相談支援	人数	じっせき 実績	209	221	225	230	235	235

ちいきいこうしえん

(2) 地域移行支援

しせつ にゅうしょ にゅういん かた ちいき せいかつ いこう じゅうてんてき しえ 施設入所または入院している方など、地域における生活に移行するために重点的な支 ん ひつよう かた じゅうきょ かくほ ちいき せいかつ いこう そうだん ひつよう しえ 援が必要な方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支 ん おこな ていきょう じぎょうしょ しない へいせい ねんど しがいじぎょ 援を行います。このサービスを提供できる事業所は市内になく、平成25年度に市外事うしゃ りょう さいご ご りょう じっせき りょう みこ 業者の利用を最後にその後の利用実績はありません。このため、サービス利用は見込ん

でおりません。

ちいきていちゃくし えん

(3) 地域定着支援

このうしょし せっしたかびょういん たいしょまた たいいん かた ちぃきせいかつ ふぁんてぃ かた 入所施設や精神科病院から退所又は退院した方や地域生活が不安定な方などに、みまも しぇん おこな しょう かた ちぃきせいかつ けいぞく 見守りとしての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。この ていきょう じぎょうしょ しない げんざい じっせき サービスを提供できる事業所は市内になく、現在までのところ実績はありません。このたりょう みこ め、サービス利用は見込んでおりません。

しょう じ つうしょ しえん とう

7 障がい児通所支援等

じどうはったつしえん (**1) 児童発達支援**

しょう みしゅうがく こ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしき 障がいのある未就学の子どものために、日常生活における基本的な動作の指導、知識 ぎのう ふょ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな れいわ ねんど げんざい 技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。令和3年度では、現在 じどうはったつしえん りょう こ しゅうがく れいわ ねんど ひかく にんずう 児童発達支援を利用している子どもが就学となるため令和2年度と比較すると人数は げんしょう れいわ ねんどいこう めい ぞうか みこ ひとり いっかげつ 減少しますが、令和3年度以降は2名ずつの増加を見込んでおり、1人当たり1か月 みっか よっかりよう さんしゅつ に3日~4日利用するものとして算出しました。

しゅべつ	たんい			だい き 第1期		だ 第2	* かこみ 2期 見辺	
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
	にんずう	ァこみ 見込	20	22	24	8	10	12
じどうはったつしえん	人数	じっせき 実績	16	14	15	0	10	12
児童発達支援	につすう	ァこァ 見込	60	66	72	28	35	42
	日数	じっせき 実績	52	52	64	20	55	42

ほうかご とう

(2) 放課後等デイサービス

しょう がくどうきじどう せいかつのうりょく こうじょう ひっょう くんれんとう おごな じりっ 障がいのある学童期児童の生活能力の向上のために必要な訓練等を行い、自立のそくしん ほうかごとう いばしょ おごな れいわ ねんど げんざいじどうはったつしえん りょ 促進、放課後等の居場所づくりを行います。令和3年度では、現在児童発達支援を利う こ しゅうがく にんずう ぞうか れいわ ねんどいこう めい 用している子どもが就学となるため人数が増加することとなり、令和3年度以降も1名ずでうか みこ りょうにっすう ひとりあ いっかげつ ょっか いっかりょう つの増加を見込んでおります。利用日数は、1人当たり1か月に4日~5日利用する

ものとして算出しました。

しゅべつ	たんい	たんい 第1期					2期 見込	
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4年	
			年度	年度	年度	年度	2期 <u>見</u> 令和4年 度 37	度
	にんずう	^{みこみ} 見込	12	23	26	36	27	38
放課後等	人数	じっせき 実績	12	21	26	30	37	30
デイサービス	にっすう	^{みこみ} 見込	24	107	145	162	167	171
	日数	じっせき 実績	22	90	145		107	1/1

しょう じ そうだんしえん

(3) 障がい児相談支援

しょう じ しんしん じょうきょう かんきょう しょう じ ほごしゃ りょう かん いこう 障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者のサービス利用に関する意向 ふ しえん りょう けいかく さくせい おこな けいかく もと いってい きかん などを踏まえて支援利用計画の作成を行います。また、計画に基づき、一定期間ごとにモ おこな にんずう かくねんど じどう はったつ しえん ほうかご とう ニタリングを行います。人数については、各年度における児童発達支援および放課後等 りょう みこみ りょう ごうけい デイサービス利用見込量の合計となっております。

しゅべつ	たんい			tiv t 第1期		^{だい} 第 2	* かこか 2期 見辺	· りょう \ 量
サービス種別	単位		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
しょう じ そうだんしえん	にんずう	^{みこみ} 見込	33	37	41	44	47	50
障がい児相談支援	人数	じっせき 実績	28	35	41	44	47	30

いりょうがたじ どうはったつしえん

(4) 医療型児童発達支援

じどうはったつしえん ちりょう ていきょう ていきょう じぎょう 児童発達支援のサービスのほか治療を提供するもので、このサービスを提供できる事業 しょ どうない すく ほんし きんりん じぎょうしょ へいせい ねんど しがい じぎょうしょ 所は道内でも少なく、本市および近隣にも事業所がなく、平成25年度に市外事業所 りょう さいご ご じっせき りょう みこ での利用を最後にその後の実績はありません。このため、サービス利用は見込んでおりません。

ほい くしょとうほうもんし えん

(5) 保育所等訪問支援

ほいくしょ ようちえん しょうがっこうとうしゅうだんせいかっ いとな しせっ ほうもん しゅうだんせいかつ てきおう 保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のたせんもんてき しえん おこな ていきょう じぎょうしょ ほんし きんりん しめ専門的な支援を行います。このサービスを提供できる事業所は、本市にはなく、近隣市しょ げんざい じっせき りょう みこに 1 か所ありますが、現在までのところ実績はありません。このため、サービス利用は見込

んでおりません。

きょたくほうもんがたじどうはったつ

(6) 居宅訪問型児童発達

がいしゅつ こんなん じゅうど しょう じどう たい きょたく ほうもん じどう はったつ しえん どう 外出が困難な重度の障がいがある児童に対して、居宅を訪問して児童発達支援等を おこな ていきょう じぎょうしょ どうない すく ほんし きんりん 行います。このサービスを提供できる事業所は、道内にも少なく、本市および近隣にはあり へいせい ねんど しんせつ じっせき ません。平成30年度に新設されたサービスですが、実績はありません。このため、サービ りょう みこ ス利用は見込んでおりません。

だい しょう ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

ちいき せいかつ しえん じぎょう しょう かた ちいき せいかつ ささ ほんし しゅたい 地域生活支援事業は、障がいのある方の地域での生活を支えるために本市が主体となって と く じぎょう 取り組む事業です。

ひつょうみ こみりょう じっし かん かんが かた つぎ それぞれの必要見込量および実施に関する考え方については、次のとおりです。

そうだん しえん じぎょう

1 相談支援事業

しょう かた て ほごしゃ かいごしゃ そうだん おう ひつよう じょうほうていきょうとう 障がいのある方や子どもの保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等 おこな けんりょうご ひつよう えんじょ おこな しょう かた じりつ にちじょうを行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常 せいかつ しゃかいせいかつ しえん ちくてき しょう かた にちじょうせい 生活または社会生活ができるよう支援することを目的としています。障がいのある方の日常生かつ しゃかいせいかつ しえん そうだんまどぐち しふくしか くわ しないじぎょうしょ ぎょうむ 活や社会生活を支援できるよう、相談窓口として、市福祉課に加えて市内事業所への業務 いたく しょ けいぞく みこ そうだんまどくち ひまります。

そうだんし え んじぎょう			だい き 第5期		だい 第	* かこみ 6期 見込	
相談支援事業		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
_{しょう しゃそうだん} 障がい者相談	_{みこみ} 見込	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
しえんじぎょう 支援事業	じっせき 実績	2か所	2か所	2か所	מינול	מינול	2/J'F/I

せいねんこうけんせ いどりようしえんじぎょう

2 成年後見制度利用支援事業

しょう ふくし りょう かんてん せいねんこうけんせいど りょう ゆうよう みと ちてき しょう 障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度利用が有用と認められる知的障がいの かた せいしんしょう かた たい せいねんこうけんせいど りょう しえん しょう ある方または精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいかた けんりょうご はか もくてき じぎょう かこ じっせき かくねんど ふたり みこ のある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。過去の実績から各年度2人を見込ん

でおります。

せいねんこうけんせいどりょうしえ 成年後見制度利用支			だい き 第5期		fiv 第	n き みこみ りょう 月 6期 見込 量		
ん じぎょう		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
援事業		年度	年度	年度	年度	年度	年度	
りよう にんずう	^{みこみ} 見込	1人	2人	2人	2人	2人	2人	
利用人数 	じっせき 実績	1人	1人	2人	2/	2/	2/	

いし そつう しえん じぎょう

3 意思疎通支援事業

ちょうかく げんご おんせいきのう しかく しっご ちてき はったつ こうじのうきのう じゅうど しんたい しょう 聴覚、言語・音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障が なんびょう いしそつう こんなん かた しゅわつうやく ようやくひっきとう ほうほう しょう いや難病のため意思疎通が困難な方に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのあがた た ひと しえん じぎょう じっせき かくねんどひとり る方とその他の人のコミュニケーションを支援する事業です。実績はありませんが、各年度1人 み こ を見込んでおります。

しゅわつうやくしゃはけんじぎょう		だい e 第5期			第6期 見込量		
手話通訳者派遣事業		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
りょうにんずう利用人数	_{みこみ} 見込	1人	1人	1人	1 l	1 l	1 1
	じっせき 実績	0人	0人	0人	1人	1人	1人

にちじょうせいかつよ う ぐきゅうふじぎょう

4 日常生活用具給付事業

しょう かた たいしょう かいごくんれんしえんようぐとう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ たいよ 障がいのある方を対象に、介護訓練支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するこ にちじょうせいかつ りべん はか ふくし ぞうしん し もくてき じぎょう かことにより、日常生活の利便を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。過去じっせき さんこう りょうけんすう みこの実績を参考に利用件数を見込んでおります。

にちじょうせいかつよ うぐきゅうふじぎょう			_{だい} き 第5期		だい き みこみ りょう 第6期 見込量		
日常生活用具給付事業		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
	みこみ	年度	年度	年度	年度	年度	年度
かいごくんれんし えんようぐ ヘ- 粧-1114ま ナヤダ ロフロ	見込	2件	2件	2件	1件	1件	1件
介護訓練支援用具 	じっせき 実績	2件	0件	1件			111
じりつせいかつし えんようぐ	^{みこみ} 見込	1件	1件	2件	2件	2件	2件
自立生活支援用具 	じっせき 実績	7件	0件	2件	211	211	211
ざいたくりょうようとうし えんようぐ	^{みこみ} 見込	1件	1件	1件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具 	じっせき 実績	1件	2件	1件	11+	11十	117
じょうほう い しそつうしえんようぐ	^{みこみ} 見込	1件	1件	3件	2件	2件	2件
情報·意思疎通支援用具	じっせき 実績	1件	0件	3件	211	ZIT	217
はい かんりしえんようぐ	^{みこみ} 見込	600件	610件	620件	560件	F.C.O./#	560件
排せつ管理支援用具	じっせき 実績	498件	560件	561件	3001	560件	300 ₁ T
きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	_{みこみ} 見込	2件	2件	2件	1件	4 114	1件
じゅうたくかいしゅう (住宅改修)	じっせき 実績	1件	0件	1件	111	1件	117

5 手話奉仕員養成研修事業

まょうかくしょう かた こうりゅうかっとう そくしん しゅわほうしいん ようせいけんしゅう おこな じぎょう げん 聴覚障がいのある方との交流活動の促進、手話奉仕員の養成研修を行う事業です。現 ざい ほんし じぎょう じっし ほんけいかく すいしん なか あら しょう 在、本市において、事業の実施はありませんが、本計画を推進していく中で新たなニーズが生 ほっかいどう れんめいとう かんけいきかん れんけい たいおう つと じたときは、北海道ろうあ連盟等の関係機関と連携しながらの対応に努めます。

がいしゅつか いごしえんいんはけんじぎょう

6 外出介護支援員派遣事業

おくがい いどう こんなん しょう かた がいしゅつ しえん おこな ちいき じりつ せ 屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出の支援を行うことにより地域における自立生いかつ しゃかい さんか うなが もくてき じぎょう りょう にんずう りょう じかん かこ じっせき 活や社会参加を促すことを目的とした事業です。利用人数、利用時間ともに過去の実績を きんこう みこ 参考に見込んでおります。

がいしゅつかいごしぇんいんはけん外出介護支援員派遣		だい き 第5期			だい き みごみ りょう 第6期 見込量		
事業		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
りようにんずう	^{みこみ} 見込	12人	13人	14人	11人	11人	11人
利用人数	じっせき 実績	11人	12人	9人	11/	11/	11人
りようじかん	^{みこみ} 見込	延36時間	延38時間	延40時間	延15時間	延15時間	延15時間
利用時間	じっせき 実績	延27時間	延19時間	延8時間		施12时间	施12時间

ちいき かつどう しえん じぎょう

7 地域活動支援センター事業

しょう かた かよ そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう ちいき こうりゅう 障がいのある方に、通いによる創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流 そくしん ちいきせいかつしえん そくしん はか もくてき じぎょう じっしかしょすう げんざいしな の促進など、地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。実施箇所数は現在市い じぎょうしょ へいせつ しょ けいぞく みこ げんざいりょうちゅう かた けいぞくりょう みこ 内事業所に併設している 1 か所の継続を見込むこととし、現在利用中の方の継続利用を見

込んでおります。

ちいきかつどう しえん 地域活動支援センター		だい き 第5期			だい き みごみ りょう 第6期 見込 <u>量</u>		
じぎょう		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
じっし しょすう 実 施か所数	_{みこみ} 見込	1か所	1か所	1か所	1か所 1	1か所	1か所
	じっせき 実績	1か所	1か所	1か所		1/3 / //	1/3//
りようにんずう	_{みこみ} 見込	3人	3人	3人	2人	2.1	2人
利用人数	じっせき 実績	3人	2人	2人	2人	2人	2人

ほうもんにゅうよく じぎょう

8 訪問入浴サービス事業

ざいたくせいかつ おく しょう かた せいかつ しえん ほうもん きょたく にゅうよく 在宅生活を送る障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを ていきょう きょたく かいご しえん りょう にゅうよく かた おお げんざい りょうちゅう かた 提供します。居宅介護の支援を利用して入浴する方のほうが多いことから、現在利用中の方 けいぞくりょう みこ の継続利用を見込んでおります。

ほうもんにゅうよく じぎょう		^{丸」 き} 第 5 期			だい き みこみ りょう 第6期 見込量		
訪問入浴サービス事業		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
りょうにんずう利用人数	^{みこみ} 見込	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	じっせき 宇結	2人	2人	1人	170	170	170

にっちゅう いちじ しえん じぎょう

9 日中一時支援事業

しょう かた にっちゅう かっとう ば かくほ かぞく しゅうろうし えん にちじょうてき かいご **障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護して** かぞく いちじてき ふたんけいげん もくてき じぎょう げんざいりょうちゅう かた けいぞくりょう み こいる家族の一時的な負担軽減を目的とした事業です。現在利用中の方の継続利用を見込

んでおります。

にっちゅうい ち じ し え んじぎょう		だい き 第5期			だい き みこみ りょう 第6期 見込量		
日中一時支援事業		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
りょうにんずう利用人数	^{みこみ} 見込	6人	7人	7人	7人	7人	7 J
	じっせき 実績	7人	7人	7人	//	//	7,7,

た じぎょう **10 その他の事業**

りかい そくしん けんしゅう けいはつじぎょう

◆理解促進研修·啓発事業

しょう かた にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しょう しゃかいてきしょうへき 障がいのある方が日常生活や社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、 しょう かた りかい ふか けんしゅう けいはつ つう ちいきじゅうみん はたら きょうか 障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化 きょうせいしゃかい じつげん はか とう かいさい なか けいはつ と することにより共生社会の実現を図ろうとするものです。イベント等を開催する中で啓発に取く り組んでいきます。

◆自発的活動支援事業

しょう かた かぞく ちいきじゅうみんとう ちいき じゅってき おごな かっどう おやとう 障がいのある方、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(親等での きさ あ かっどう しえん きょうせいしゃかい じつげん はか 支え合い、ボランティア活動など)を支援することにより共生社会の実現を図ろうとするもので だんたいとう かくしゅだんたい れんけい はか と く す。ボランティア団体等の各種団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

しりょう **資料 1**

したんどくふくし じょうきょう 市単独福祉サービスの状況

じぎょうめい 事業名	せいどないよう 制度内容	たいしょうしゃ 対象者	nu カ がんねん ど 令和元年度 りょうじょうきょう 利用状況	じぎょう 事業 しゅたい 主体
ヵ てきしょう 知的障が	できょう ふくし じぎょう 障がい福祉サービス事業		りょうしゃ 利用者	
い者施設	しょ つうしょ かた りょうきん 所に通所する方へバス料金		18人	
コラしょこうつう 通所交通	たっとううんちん じこふたんがく および鉄道運賃(自己負			
費助成	担額)の2分の1を助成。			
精神障が	じたく しゃかいふっきしせっとう 自宅から社会復帰施設等	しない じゅうしょ ゆう つぎ 市内に住所を有し、次のいずれかを	りょうしゃ 利用者	ちょくえい 直営
い者地域	っぅしょさき の通所先までのバス料金お	^{も かた} お持ちの方	11人	
かっどう しぇん 活動支援	てつどううんちん じょかたんよび鉄道運賃(自己負担がく ぶん じょせい	(1) 精神障がい者保健福祉手帳		
センター等	額)の2分の1を助成。	じりつしぇんいりょうじゅきゅうしゃしょう せい (2) 自立支援医療受給者証(精		
通所交通		^{บ ผววันผมทูนวั} 神通院医療)		
ひじょせい 費助成				
身体障が	あしべつおんせんとう りょうけんねん 芦別温泉等利用券年10	7 0 歳未満の身体障がい者手	たいしょうしゃ 対象者	
い者芦別	まい あしべつおんせん じょうしゃけんねん 枚と芦別温泉バス乗車券年	では 「 大き級 1 級から 4 級までの方	にん 285人 こうふしゃ	
温泉等利	20枚を交付(障がい者手帳		交付者	
用券等交	「第1種」の方には、介護者		85人 のべりょうしゃ	
ふ じぎょう 付事業	がん こう が 分も交付)。		延利用者	
			1,125人	
視覚障が		_{しかくしょう} 視覚障がいのある方	きぼうしゃ 希望者	ボラン ティア
い者用			8人	
「声の広	じょう きょうしゃ てい 覚障がいのある希望者に提			
報作成	供する。			

事業名	ម い どないよう 制度内容	たいしょうしゃ 対象者	nu n がんねん ど 令和元年度 りょうじょうきょう 利用状況	じぎょう 事業 しゅたい 主体
ハイヤー ^{けんこう ふ} ら 券交付事 ^{ぎょう} 業	身体に障がいがあり、公共 こうつうきかんりょう こんなん かた 交通機関利用が困難な方 へ、市内で使用できるハイ ヤー券を交付。 たいしょうしゃ がいとう あ方~24枚綴り1冊 を対象者(4)に該当する方 ~24枚綴り2冊 れいカ 3年6月から市民 のかが明れる方のでは、 10000円では、 10000円では、 10000円できるのでは、 10000円では、 10000円できるのでは、 10000円では、 10000円できるのでは、 10000円では、 10000円できるのでは、 10000円では、 100000円では、 10000円では、 100000円では、 10000円では、 100000円では、 100000000円では、 100000000円では、 1000000000000000000000000000000000000	はいますいではいいではいいではいいではいいではいいでは、このではいいでは、このではいいでは、このではいいでは、このでは、いずれかに該当する方。(1)、(2)の場のは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	こうふさつすう 交付冊数 さつ	・
かどぐちじょせつ 門口除雪 サービス じぎょう 事業	じょせっ さ ぎょう ご じゅうたくかどぐち 除雪作業後の住宅門口 しゃ こ まえ ざんせつしょ り および車庫前の残雪処理が こんなん かた かどぐちじょせつ 困難な方に門口除雪サービ おこな スを行う。	いってだ じゅうたく きょじゅう かた 一戸建て住宅に居住する方で、 しんたいしょう とうきゅう きゅう がい 身体障がい等級 1・2 級に該 とう かた せ たい 当する方のみの世帯	28世帯	n たく 委託
まんきゅうつうほう 緊急通報 そうちせっち 装置設置 じぎょう 事業	まんきゅう じ きゅうきゅうきゅう 緊急時における救急救 じょかっどう じんそく たいおう 助活動の迅速な対応を はか にちじょうせいかっ ふ 図り、また、日常生活の不 あんかいしょう きんきゅうつうほう 安解消のため、緊急通報 そう ち せっち しぇん 装置の設置を支援する。	でしたり暮らしの身体障がい1・2級 かた きんきゅう じ こうどう の方で、緊急時にすばやく行動 こんなん みと することが困難であると認められ かた る方		すよくえい 直営

あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいい いんめいぼ

芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿

にんき れいわ ねん がっ にち れいわ ねん がっ にち (任期:令和2年8月1日から令和4年7月31日まで)

かんけいき かんだんたいめい 関係機関団体名	委員氏名	が こ i 備考
しゃかいふくしほうじんあしべっ ししゃかいふくしきょうぎかい かいちょう 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会 会長	tit lds onto 竹原 司	会長
ましべっしみんせいいいんじどういいんきょうぎかい かいちょう 芦別市民生委員児童委員協議会 会長	まっぃ げん 松 井 元	副会長
いっぱんしゃだんほうじんあしべっしいしかい ふくかいちょう 一般社団法人芦別市医師会 副会長	ふる せ っとむ 古瀬 勉	
いりょうほうじんじんけいかいなかのきねんびょういん 医療法人仁恵会中野記念病院 きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ 共同生活援助事業所すずらん管理者	e くらい あきのり 櫻 井 啓 規	まれもんぶかい 専門部会
しゃかいふくしほうじんあいわふくしかいほし ひろば とうかつかんりしゃ 社会福祉法人愛和福祉会星の広場 統括管理者	いけ だ まさ き 池 田 正 樹	せんもんぶか いちょう 専門部会長
ましべっししんたいしょうがいしゃふくしきょうかい かいちょう 芦別市身体障害者福祉協会 会長	中嶋 利夫	_{せんもんぶかい} 専門部会
ましべっして いくせいかい こもん 芦別市手をつなぐ育成会 顧問	なか にし きょ み 中 西 清 美	_{せんもんぶかい} 専門部会
北海道滝川保健所 健康推進課長	*************************************	
たきかわこうきょうしょくぎょうあんていしょ しゅうしょくそくしん しどうかん 滝川公共職業安定所 就職促進指導官	新木崇之	
ましべっしちょうないかいれんごうかい かいちょう 芦別市町内会連合会 会長	中島隆義	
ましべっしとくべっしぇ んきょういくれんらくきょうぎかい かんじちょう 芦別市特別支援教育連絡協議会 幹事長	^{ながさわ} ひろき 長 澤 宏 樹	
こうぼ しみん だいひょう 公募による市民の代表	えのもと みゅき 榎本 美由樹	

じりょう 資料3

あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいじょうれい 芦別市障がい者計画等推進協議会条例

せっち (設置)

第1条 本市における障がい者に葆る各種の福祉施策及び障がい者の自立支援等に向けた施策に関する計画等を審議し、障がい者福祉の増進と障がい者の社会参加への促進を図るため、芦別市障がい者計画等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- だい じょう すいしんきょうぎかい しちょう しもん おう つぎ かくごう かか じこう しんぎ 第2条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第11条第3項の規定により本市が 意えてい しょうがいしゃけいかく かん 策定する障害者計画に関すること。
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 りつだい 律第123号)第88条第2項の規定により本市が定める障害福祉計画に関すること。

^{そしき} (組織)

- 第3条 推進協議会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちからます。 いしょく ら 市長が委嘱する。
 - (1) 保健、医療又は福祉の関係機関の代表者 5人以内
 - (2) 障がい者団体の代表者 3人以内
 - (3) 関係行政機関又は公共的団体の代表者 4人以内
 - (4) 公募による市民の代表者 2人以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員がその職務を行うことが適当でなくなったと認めるときは、第2項に 規定する任期中においても、その委嘱を解くことができる。
- 5 委員は、非常勤の特別職とする。

(会長及び副会長)

- $\mathfrak{S}^{\mathfrak{L}\mathfrak{L}}$ は、 $\mathfrak{S}^{\mathfrak{L}\mathfrak{L}}$ ない $\mathfrak{S}^{\mathfrak{L}\mathfrak{L}$ ない $\mathfrak{L}^{\mathfrak{L}}\mathfrak{L}$ ない $\mathfrak{L}^{\mathfrak{L}\mathfrak{L}$ ない $\mathfrak{L}^{\mathfrak{L}}\mathfrak{L}$ ない $\mathfrak{L}^{\mathfrak{L}\mathfrak{L}$ ない $\mathfrak{L}^{\mathfrak{$
- 2 会長は、推進協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

^{かいぎ} (会議)

- だい じょう すいしんきょうぎかい かいちょう しょうしゅう 第5条 推進協議会は、会長が招集する。
- 2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席が無ければ、会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のと きは、会長の決するところによる。

(専門部会)

- 策6条 推進協議会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員の定数は、会長が推進協議会に諮ってこれを定める。
- 3 専門部会の委員は、会長が指名する。

(関係人の出席)

じむきょく (事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、規則で ***

**

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

| **

|

が則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 - が きく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごうしょう 附 則 (平成20年9月26日条例第48号抄)

してうまじっ (施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第4号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

がよう 資料 4

あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいじょうれいし こう きそく 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦別市障がい者計画等推進協議会条例(平成18年条例第8号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、 それぞれ2人以内を委嘱するものとする。

- (1) 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会
- (2) 芦別市民生委員児童委員協議会
- (3) 社団法人芦別市医師会
- いりょうほうじんじんけいかいなかのきねんびょういん(4) 医療法人仁恵会中野記念病院
- (5) 社会福祉法人愛和福祉会
- - (1) 芦別市身体障害者福祉協会
 - (2) 芦別市手をつなぐ育成会
- 3 条例第3条第1項第3号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、それでれ2人以内を委嘱するものとする。
 - (1) 北海道滝川保健所
 - (2) 滝川公共職業安定所
 - (3) 芦別市町内会連合会

(4) 芦別市特別支援教育連絡協議会

せんもんぶかい (専門部会)

- 第3条 専門部会に部会長を1人置き、当該専門部会を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 2 専門部会は、これを構成する委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くこと ができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、 ※かいちょう はつ 部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、議事を決した時は、その内容を推進協議会に報告しなければならない。 (会長への委任)
- 第4条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

が関

この規則は、公布の日から施行する。

が 則 (平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

新 則 (平成21年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

がっ そく へいせい ねん がっ にちきそくだい ごう 附 則 (平成21年12月28日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

新 則 (平成29年11月6日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

はっこう あしべっし 発行 芦別市 れいわ ねん がっ 令和3年3月

だい き あしべつししょう ふくしけいかく

・第6期芦別市障がい福祉計画

へんしゅう あしべつししみんふくし ぶ ふくし か ふくしかかり

編集 芦別市市民福祉部福祉課福祉係

でんわ

電話 0124-27-7368

FAX 0 1 2 4 - 2 2 - 9 6 9 6

E-mail fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp

だい き あしべつししょう じ ふくしけいかく

・第2期芦別市障がい児福祉計画

へんしゅう あしべつししみんふくしぶじどうか こ かていかかり

編集 芦別市市民福祉部児童課子ども家庭係

〒075−0041

住所 あしべつしほんちょう ばんち

エバ 芦別市本町28番地子どもセンターつばさ内

でんわ

電話 0124-24-2777

FAX 0 1 2 4 - 2 4 - 2 7 8 7

E-mail katei@city.ashibetsu.hokkaido.jp